

熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会
県北ブロック
令和5年度事業報告
令和6年度事業計画（案）

令和6年度 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会

第1回 県北ブロック総会・研修会次第

令和6年5月10日（金）

ホテルしらさぎ

- 1 13:00 受付開始
- 2 13:30 開会・主催者挨拶
県北ブロック会長 甲斐裕基
- 3 総会 議長・司会選出
- 4 議事
 - (1) 令和5年度県北ブロック事業報告
 - (2) 令和5年度県北ブロック会計報告
 - (3) 会計監査及び質疑応答
 - (4) 令和6年度県北ブロック事業計画（案）
 - (5) 令和6年度県北ブロック事取支予算（案）
- 5 その他
- 6 14:00 休憩
- 7 14:10 講演 「相談支援について考える～私たちは来談者から何を聞いているのか～」
熊本県精神保健福祉士協会 顧問 岡田洋一様
- 8 15:40 質疑応答
- 9 15:50 閉会

< 第 1 号議案 >

令和 5 年度 事業報告について

1. 研修と交流会の実施

第 1 回研修 令和 5 年 5 月 26 日（菊陽町図書館ホール）

「相談支援体制の整備が利用者の権利擁護につながる」

講師：社会福祉法人じりつ 理事長 岩上洋一様

53 事業所 99 名参加

第 2 回研修 令和 5 年 11 月 10 日（泗水公民館）

「県北ブロックにおける各基幹相談支援センターからの現状報告」

講師：大津町障がい者基幹相談支援センター 浦田裕之様

菊陽町障がい者基幹相談支援センター「haru」奥村竜彦様

山鹿市基幹相談支援センターディア 三角淳子様

38 事業所 71 名参加

2. 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会との連携

4 月 24 日	第 1 回	ZOOM
5 月 11 日	第 2 回	嘉島町民会館
6 月 15 日	第 3 回	ZOOM
7 月 13 日	第 4 回	嘉島町民会館
8 月 10 日	第 5 回	ZOOM
9 月 14 日	第 6 回	ZOOM
10 月 12 日	第 7 回	ZOOM
11 月 9 日	第 8 回	益城町 アントニオ
12 月 18 日	第 9 回	ZOOM
1 月 18 日	第 10 回	火の君文化センター
2 月 8 日	第 11 回	ZOOM
3 月 14 日	第 12 回	火の君文化センター

3. 県北ブロック役員会の開催

4 月 5 日	第 1 回	菊池市 コミュニティはうす明日
5 月 16 日	第 2 回	菊池市 コミュニティはうす明日
7 月 10 日	第 4 回	ZOOM
7 月 20 日	第 5 回	阿蘇市 らいふパートナー
8 月 24 日	第 6 回	合志市 れんがの家
10 月 10 日	第 7 回	菊池市 コミュニティはうす明日
11 月 2 日	第 8 回	泗水公民館
1 月 17 日	第 9 回	ZOOM
2 月 28 日	第 10 回	山鹿市 ディア
3 月 28 日	第 11 回	玉名市 ふれあい

<第2号議案>

令和5年度 会計報告

<収入の部>

科目	決算額	備考
前年度繰越金	336,954	
会費	540,000	12,000円×45事業所
預金利息	4	
雑収入	0	
合計	876,958	

<支出の部>

科目	決算額	備考
県協議会負担金	315,000	7,000円×45事業所（内NSK負担金2000円）
研修費	169,432	講師謝金、講師交通費、お茶代
印刷製本費	18,115	総会・研修資料
会議費	0	
消耗品費	811	
通信運搬費	252	切手代・ZOOMライセンス
役員活動費	0	
備品購入費	1,780	PC機器代
雑費	586	送金手数料（講師謝金、県協議会負担金）
予備費	0	
合計	505,976	

総収入（876,958円）－総支出（505,976円）＝差引残高（370,982円）
370,982円は令和6年度会計に繰り越します。

会計報告 上記の通り、報告いたします。
令和6年3月31日

県北ブロック事務局

瀬野 万里子



監査報告 監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和6年 〆月 〆日

監事

浦 田 裕 之



監事

大園 真美



< 第 3 号議案 >

令和 6 年度 事業計画について (案)

1. 総会・研修会の実施

- ・ 令和 6 年 5 月 10 日 (金) 総会・第 1 回研修会
ホテルしらさぎ
「相談支援について考える～私たちは来談者から何を聞いているのか～」
岡田洋一様
- ・ 令和 6 年 11 月頃 第 2 回研修会
※場所・内容 詳細未定

2. 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会との連携

県協議会役員会への参画

県協議会主催研修会

県総会および第 1 回研修会 6 月 21 日

令和 7 年 2 月 第 2 回研修会 (開催方法、内容等の詳細は未定)

3. 組織体制作り及び活動の促進・各種情報等の提供

4. 役員会

<第4号議案>

令和6年度 予算 (案)

<収入の部>

科目	予算額 (円)	摘要
前年度繰越金	370,982	
会費	552,000	1事業所12,000円 46事業所分
預金利息	-	
雑収入	-	
合計	922,982	

<支出の部>

科目	予算額 (円)	摘要
県協議会負担金	322,000	7,000円×46事業所 (内NSK負担金2000円)
研修費	420,000	講師謝礼、交通費、宿泊費、会場費等
印刷製本費	20,000	研修会等資料印刷、垂れ幕等
会議費	5,000	会議使用料
消耗品費	10,000	コピー用紙代等
通信運搬費	50,000	切手代、ZOOMライセンス等
役員活動費	10,000	役員等への交通費、関連機関会議等への参加費、研修参加費用等
備品購入費	20,000	PC機器等
雑費	5,000	振込手数料等
予備費	60,982	
合計	922,982	

熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会県北ブロック規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会県北ブロックと称する。

（目 的）

第2条 本会は、相談支援並びに相談支援事業所に従事する者等に対して、生活していく上で支援を必要とする方の地域生活の充実を図るため、自らの相談支援の資質向上及び地域のネットワークを構築することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障がい者の福祉の増進を目的とする事業
- (2) 情報収集及び情報提供
- (3) 研修会の開催
- (4) その他連絡協議会の目的を達成するために必要な事業

（会 員）

第4条 本会の会員は、荒尾・玉名地域、山鹿地域、菊池地域、阿蘇地域の障がい者相談支援事業を運営する事業所とする。その他本会が認める団体とする。

（会 費）

第5条 本会の事業を円滑に推進するため、会員は会費を負担する。

- 2 会費は、年額 1事業所 12,000円（内 7,000円を熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会の負担金とする）とする。
- 3 会費は、年度途中での退会時返金を行わない。

（入 会）

第6条 本会に入会しようとする者は、本会の趣旨に賛同し指定する方法で本会事務局へ申込みするものとする。

（退 会）

第7条 本会の会員は、所定の退会手続き方法で本会事務局へ届け出ることによって、会員を解除し退会できるものとする。

（役 員）

第8条 役員は、入会会員の中から互選する。監事は会員から選任する。

会 長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
その他会長が必要と認めるもの	若干名
監 事	2名

- 2 会長は、会務を統括し本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長が事故または不在のときは会長の職務を代行する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。
- 5 役員の兼任は妨げないものとする。

(役員を選出)

第9条 本会の会長、副会長、事務局長等、監事は総会において選出する。

- 2 本会の所在地は、会長の所属する事業所に置く。
- 3 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任は防げないものとする。

(役員会)

第10条 本会は、第3条(事業)を行うため必要に応じて役員会を開催する。

- 2 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。
- 3 役員会は、この規約に別に定めるもののほか次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 4 役員会は、事業報告を取りまとめ総会に提出する。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催する。必要に応じて臨時総会を開催する。

- 2 議決及び承認は出席会員の過半数をもって決するものとする。可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 総会の議長は出席会員の中から互選する。
- 4 総会は、この規約に別に定めるもののほか、事業計画を承認し次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告
 - (2) その他本会の運営に関する重要事項

(事務局)

第12条 本会の事務局は、事務局長の属する事業所に置き庶務及び会計を行う。

(予算及び決算)

第13条 本会の運営は、会費、寄付金、その他の収入でまかなう。

- 2 本会の予算は、役員会の議決を経て定め総会の承認を得るものとする。
- 3 本会の決算は、監事の監査を経て役員会がとりまとめ、総会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度会計は平成27年4月17日より始める。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附則) この規約は、平成27年4月1日より施行する。

(附則) この規約は、平成29年5月26日より施行する。

(附則) この規約は、平成31年4月1日より施行する。

(附則) この規約は、令和5年5月26日より施行する。